

# お知らせ版

# 1

## 募集

- 個人向け貸付住宅の入居者を募集します . . . . . 2
- チャレンジ・ザ・ゲーム講習会の参加者を募集します . . . . . 2
- 文化賞・スポーツ賞受賞候補者（学生部門）の推薦を受け付けます . . . . . 2

## お知らせ

- 歩くスキー教室を開催します . . . . . 3
- 町民スケート大会中止のお知らせ . . . . . 3
- ふるさと講座の延期について . . . . . 3
- 令和3～6年度の競争入札参加資格審査申請について  
あげます・ゆずってください . . . . . 3
- 入札参加資格審査申請書の受付について . . . . . 4
- 町営育成牧場入牧牛の利用申請を取りまとめます  
医療費控除は明細書の添付が必要です! . . . . . 4
- 令和2年分の所得税確定申告のお知らせ . . . . . 5
- 令和3年度個人町・道民税の申告受付について  
固定資産（償却資産）の申告について . . . . . 5
- 税申告時の感染予防対策について . . . . . 6
- 納税日より . . . . . 6
- 中学生の「税についての作文」コンクール入選作品  
水道の管理について . . . . . 6
- 小・中学校の新1年生に就学通知書を送付します  
路上駐車はやめましょう . . . . . 9
- 2月7日は北方領土の日です . . . . . 10
- 子育て支援センター事業について . . . . . 10
- ベビーマッサージに参加しませんか . . . . . 10

## 福祉・健康

- 要支援・要介護認定者の所得税・地方税上の  
障害者控除について . . . . . 11
- 2月の健康カレンダー . . . . . 11

- 新型コロナウイルス感染症予防対策生活支援  
（光熱費）助成事業を実施します . . . . . 12

## 図書館・体育館

- 2月のエントランスホール展のご案内 . . . . . 12
- おはなし会にお越しください . . . . . 13
- 出張おはなし会にお越しください . . . . . 13
- 2月体育館第2競技場利用案内 . . . . . 13
- 2月学校開放利用案内 . . . . . 13
- 2月の体育館・第1競技場利用案内 . . . . . 14
- 【各課からのお知らせチラシ】
- 冬期間の雪捨場のお知らせ . . . . . 15
- 保育所や学校の様子がまちのホームページで  
ご覧いただけます . . . . . 15
- 第9次清水町社会教育計画（令和3年度～令和7年度）  
基本構想、基本計画への意見を募集します . . . . . 16
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が  
減少した中小事業者等に対する令和3年度分の固定  
資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減について  
雪による被害にご注意を! . . . . . 17
- ごみ収集カレンダー . . . . . 19
- 冬期間における火災予防対策のお願い . . . . . 20
- 清水町消費者センター便り「風しみず」 . . . . . 21
- 政治家の寄附禁止等に係る啓発について . . . . . 22
- ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内 . . . . . 23
- 【令和4年（2022年）4月採用】十勝18町村  
合同町村職員採用試験説明会 . . . . . 24
- さんさん力フエ2月の開催について . . . . . 25
- 高齢者の「おむつ代の医療費控除」の取扱いについて  
インターネットを活用して、ご自宅から町長と対話  
してみませんか? . . . . . 26
- 家庭用浄水器設置費用を一部補助します . . . . . 26
- 井戸水の水质検査の申込みを受付中です . . . . . 26

## 個人向け貸付住宅の入居者を募集します

個人向け貸付住宅の入居者を募集します。入居をご希望される人は、事前にご連絡の上、建設課までお越しください。

### ▼対象者

- ・清水町に住所を有する人又は有することとなる人
- ・町税を滞納していない人
- ・入居者及び同居者が暴力団員でない人
- ・町内在住の連帯保証人を1名立てられる人（3親等以内の親族の場合は町外でも可能です）

### ▼申込み期日

2月15日(月)

### ▼必要書類

- ・申請書（建設課にあります）
- ・入居予定者全員の住民票
- ・税金を滞納していない証明書（就学者を除く全員が必要）
- ・暴力団員であるかを警察署へ意見を聴くこと同意書（建設課にあります）

### ▼お問い合わせ先

建設課住宅都市係  
☎62・21113

- ③大会において北海道記録更新・奨励部門
  - ①全道大会2位若しくは3位
  - ②十勝大会1位
  - ③大会において十勝記録更新
- ▼お問い合わせ先  
社会教育課文化振興係及びスポーツ係  
☎62・51115

## 歩くスキー教室を開催します

歩くスキーの基本的な内容や実技的な内容を習うことができる歩くスキー教室を開催します。

なお、この講習会は清水町健康ポイント制度の対象事業です。参加者には1回につきハーモニーポイント50ポイントを贈呈します。お気軽にお申し込みください。

### ▼日時

- 【実技講習会】
- ①2月6日(土) 10時～12時
  - ②2月13日(土) 10時～12時

### 【町民歩くスキー大会】

2月20日(土) 9時50分～12時

### ▼集合場所

有明公園駐車場

### ▼講師

健康クラブ会員

### ▼費用

無料

※スポーツ損害保険等は各自で加

### ◆北熊牛住宅 1戸

住所：字熊牛125番地2

号数	2号
構造	木造平屋建 (3LDK)
面積	75.33㎡
建設年度	平成8年
貸付金額	25,000円

### ◆美蔓住宅 1戸

住所：字美蔓西23線85番地4

号数	1号
構造	木造平屋建 (2LDK)
面積	61.69㎡
建設年度	昭和59年
貸付金額	15,000円

## チャレンジ・ザ・ゲーム講習会の参加者を募集します

ゲーム感覚で楽しめるチャレンジ・ザ・ゲーム（軽スポーツ）講習会を開催します。この機会に体験してみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

なお、この講習会は清水町健康ポイント制度の対象事業です。参加者にはハーモニーカード100ポイントをお贈りします。

入をお願いします。

### ▼申込期限

1月29日(金)

### ▼必要な物

歩くスキー・靴・ストック・暖かい服装（スキー・ストックがない人は、貸し出しも行っていきます。）

### ▼申込・お問い合わせ先

社会教育課スポーツ係  
☎62・51115

## 町民スケート大会中止のお知らせ

毎年2月上旬に開催していましたが、町民スケート大会ですが、令和3年大会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止することとしましたのでお知らせいたします。

### ▼お問い合わせ先

社会教育課スポーツ係  
☎62・51115

## ふるさと講座の延期について

1月31日(日)に開催を予定していたふるさと講座、渋沢史料館長講演会「十勝開墾合資会社と渋沢栄一」が3月14日(日)に延期となりま

ントを贈呈しますので、当日はハーモニーカードをご持参ください。また、清水地区での開催は3月を予定しています。

### ▼対象

町内に居住、通勤している人

### ▼日時

2月21日(日) 10時～12時

### ▼会場

御影公民館 大集会室

### ▼種目

ラダーゲッター、キャッチング、ザ・スティック等の競技指導及び競技の実施

### ▼費用

無料

### ▼申込方法

①体育館、②御影支所、③文化センターに備え付けの申込用紙でお申し込みください。

### ▼お問い合わせ先

社会教育課スポーツ係  
☎62・51115

## 文化賞・スポーツ賞受賞候補者（学生部門）の推薦を受け付けます

▼推薦期限 1月29日(金)  
▼推薦方法 推薦用紙を社会教育課へ提出してください。（町のホームページからダウンロードできます。）

した。

### ▼お問い合わせ先

社会教育課社会教育係  
☎62・51115

## 令和3～6年度の競争入札参加資格審査申請について

令和3～6年度のとちち広域消防事務組合が発注する工事や物品の売買、委託業務などの入札に参加する事業者は、消防署が所在する町村役場の競争入札参加資格審査申請又はとちち広域消防事務組合の競争入札参加資格審査申請（帯広市に申請することで組合に登録されるものです。）が必要で、とちち広域消防事務組合の競争入札参加資格審査申請に必要な資格や提出書類などの詳細は、次のとおりとなっています。

### ▼受付期間

1月12日(火)～1月22日(金)まで

### ※土日を除く

### ▼受付場所

帯広市役所総務部  
総務室契約財産課（帯広市庁舎2階）  
帯広市西5条南7丁目1番地

### ▼表彰基準

【文化優秀賞（高校生以上）、ジュニア文化優秀賞（小・中学生）】各種団体が行う文化事業で次に定める成績を収めた個人又は団体、並びにこれに準ずる顕著な成績を収めた個人又は団体  
・最優秀部門  
①全国大会優勝（最上位の賞）  
②全道大会での複数回優勝

・優秀部門  
①全国大会入賞（おおむね6位以内）  
②全道大会優勝（最上位の賞）  
③全道大会入賞（おおむね6位以内）

・奨励部門  
①全道大会入賞（おおむね6位以内）  
②十勝大会優勝（最上位の賞）  
③十勝大会入賞（最上位の賞）  
④十勝大会入賞（最上位の賞）  
⑤十勝大会入賞（最上位の賞）

・最優秀部門  
①全国大会入賞（おおむね8位以内）  
②全道大会1位

・優秀部門  
①全国大会入賞（おおむね8位以内）  
②全道大会1位

・優秀部門  
①全国大会入賞（おおむね8位以内）  
②全道大会1位

### ▼お問い合わせ先

とちち広域消防局総務課施設整備係  
☎0155・26・91211  
☐contract@fire-tokachi.hokkaido.jp

※町村役場の競争入札参加資格審査申請については、各役場にお問い合わせください。

## あげます・ゆずってください

あげたい・ゆずりたいもの情報を、無償を条件に掲載します。広報レターなどに①欲しい・あげたい物②氏名③住所④電話番号を記入し、広報広聴係へ郵送、又は窓口、電話にて受け付けます。受け渡し方法は、広報広聴係を通して連絡先をお伝えし、当人同士でやりとりを行ってまいります。

### 【あげます】

・マッサージェル

### 【ゆずってください】

・中学生用学生服（男子）

### ※サイズ不問

### ▼お問い合わせ先

企画課広報広聴係  
☎62・21114



## 入札参加資格審査申請書の受付について

令和3～4年度において、清水町が発注する建設工事・設計業務・物品役務の入札参加希望者は次のとおり受付をしますので、申請書を提出してください。

### ▼受付期間

1月15日(金)～2月28日(日)必着  
※持参の場合は土、日、祝祭日を除く8時45分から17時30分まで

### ▼提出方法

持参又は郵送

※郵送での提出で受領書が必要な場合は、受領書返信用の封筒に切手を貼ったものを同封すること

### ▼有効期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

### ▼必要なもの

【建設工事・設計業務】

北海道市町村統一様式を使用  
※一部清水町独自様式を使用

【物品役務】

清水町独自様式を使用

その他建設工事・設計業務及び物品役務申請時の必要書類は町ホームページをご参照願います。

## 令和2年分の所得税確定申告のお知らせ

確定申告期間は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。(還付の確定申告は、1月18日(月)から受付します。)

### ▼申告受付場所

・帯広税務署  
9時～16時(土・祝日は除く)。  
帯広市西5条南8丁目  
帯広第2地方合同庁舎  
・役場税務課

8時45分～17時30分(土・祝日は除く)。

●2月16日(火)～3月15日(月)は役場の地下大会議室で受付します。

●3月4日(木) 13時～16時と、  
3月5日(金) 10時～12時は御影公民館の大集会室でも受付  
いたします。

### ▼オンラインを活用して感染防止！

国税庁ホームページでは、パソコン、スマートフォンなどから、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成し、e-tax(電子申告)又は印刷して郵送で税務署に提出することができます。

感染防止のため、100円までの申告書作成・提出に協力へたい。

なお、清水町独自様式についても町ホームページからダウンロードできます。

### ▼提出・お問い合わせ先

〒089-0192  
上川郡清水町南4条-2-12番地  
清水町役場総務課契約財産係  
☎62-2111

※提出の際は、必ず法人名又は個人名を記入した市販の紙ファイル等に綴じて提出願います。

## 町営育成牧場入牧牛の利用申請を取りまよめ

令和3年度の町営育成牧場の入牧牛の申請受付を行います。希望される方々は期日までに利用申請書を提出願います。

なお、令和2年度の預託者へは別途申請用紙を郵送します。

また、新規で希望される預託者につきましては、留意事項をご確認のうえ、申請書を提出願います。

### ▼提出書類 利用申請書

※FAX送信可能です。

※新規の人は、牧場事務所に電話連絡いただいた後、FAXにて申請書を送信します。

### ▼提出期限 2月1日(月)

### ▼提出先

町営育成牧場 北清水事務所

### ▼留意事項

・原則、家畜が除角していること  
・家畜共済に加入していること  
・家畜が家畜伝染病予防法の規定による検査注射等を受けていて、かつ、予防等に係わる検査、その他措置ができること。  
・生後7か月以上の育成牛であること

・家畜の健康状態が良好であること  
・その他育成管理上支障のないこと  
・夏期放牧期間は5月20日～10月20日(予定)

・冬期舎飼期間は10月21日～5月19日(予定)

・牧場使用料(夏期)

1日260円/頭

・牧場使用料(冬期)

1日610円/頭

・牧場手数料(授精牛捕獲)

2千5百円/頭

・申込状況によっては、入牧頭数の調整を行いますので、ご了承願います。

### ▼お問い合わせ先

町営育成牧場北清水事務所

☎・FAX 62-4761

## 医療費控除は明細書の添付が必要です！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は、自宅で5年保存する必要があります。(税務署から求められた時は、提示又は提出しなければなりません。)

※確定申告で医療費控除の適用を受ける人は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成(記入等)し、申告の際に持参してください。

※「医療費控除の明細書」の所定用紙は、税務課や御影支所などでお渡ししています。また、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

### ▼お問い合わせ先

税務課町民税係

☎62-11152

・帯広税務署

☎0155-24-2161

日(金)10時～12時は、御影公民館大集会室で申告受付します。

※御影地区の人についても役場地下大会議室での申告は可能です。

### ▼お問い合わせ先

税務課町民税係

☎62-11152

## 固定資産(償却資産)の申告について

令和3年1月1日現在で、償却資産(事業用資産)を所有される人は、地方税法第383条の規定により、市町村長に申告しなければなりません。

償却資産の所有者は、申告書を提出していただきますようお願いいたします。

### ▼対象償却資産

耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の事業用機械、備品などが対象となります。

### ▼申告期限

令和3年2月1日(月)まで

### ▼提出窓口

税務課、御影支所

### ▼お問い合わせ先

税務課資産税係

☎62-11152



## 税申告時の感染予防対策

町道民税申告及び所得税確定申告は、2月16日(火)から3月15日(月)の期間、各申告受付場所へ受け付けます。

例年、役場地下大会議室では次の日時に混雑する傾向がありますので、3密を避けるために来場日時を1検討くださいますようお願いいたします。

①2月16日、2月17日

②清水地区受付員減少日の3月4日、3月5日

③各受付日の午前中

※所得税の還付申告は、2月16日を待たず受け付けできます。(2月15日以前の役場での申告は、税務課で受け付けます予定です。)

### ▼お越しの際の留意事項

当日、発熱(37.5度以上)などの風邪症状、倦怠感等がみられる場合は、来場をお控え願います。また、ご来場の際は検温や手指消毒、マスクの着用にご協力願います。

### ▼お問い合わせ先

税務課町民係  
☎62・11152

最後に所得税です。所得税とは、収入から所得控除というものを引いた金額に対して一定の税率で課される税金で、毎月、給与明細の控除の欄で給与から差し引かれています。

これら税金のようには、色々な種類の税金を組み合わせて、一人でも多くの人が公平と思える様に工夫されているということがわかりました。

次に、二つ目は、税金は何に使われているということ。税金の使い道について調べてみると、一番多く使われているのは、社会保障です。社会保障というのは、国が国民の生活を支えるためにつくられた制度で年金、医療費、介護、子育てなどがあつきます。一番目に多く使われているのは、国に借金を返すことや、借金の利子を払うための国債費です。三番目に多く使われているのは、都道府県や市区町村に配る地方交付税交付金だということがわかりました。これらの使い道から、国民が税金を納めることは、国民みんなが安心して暮らすために必要な義務だということがわかりました。

最後に、税金についてのまとめ


令和2年分の確定申告を予定されている方へ

確定申告会場は、大変混雑します。  
新型コロナウイルス感染症対策のためにも、申告会場に来場せず、ご自宅等からのe-Tax(電子申告)をお願いします!

「オンライン」を活用して感染防止!  
パソコン・スマホで申告書を作成!  
作成した申告書は、e-Taxで送信!または印刷して郵送!

帯広税務署  
(0155-24-2161)

詳しくはこちらから



## 納税だより

今月の納期限 2月1日(月)

### ◆国民健康保険税(7期)

後期高齢者医療保険料(7期)  
税金・使用料は納期内に納めましょう。  
税金の滞納は、納期限内に納税していただいている大多数の納税者の方々の公平性を欠くこととなります。指定された納期

です。税金とは、国民全員が納めることになって、高度で公平なサービスを受けられる仕組みです。しかし、納税し、公共サービスを享受されることをあたりまえだとは思わずに、税金の使い道をしっかりと理解することも、納税者の義務だと僕は考えています。

### 清水町長賞

#### 身近な消費税

清水中学校3年 藤井 翔理

税金にもいろいろある。主に5種類。その中でも私のような中学生が日常で身近なものでは消費税がある。消費税とは消費に課される消費税のことだ。現在の消費税率は10%だが今に至るまで、1989年に3%(創設)1997年に5%、2014年に8%、そして2019年から現在まで10%となっている。ここで二つの疑問が私の中で浮かんだ。

一つ目はなぜ消費税が必要なのか、という疑問だ。この疑問は租税教室で解消した。主に四つに分かれており、一つ目は年金の給付。二つ目は子育て支援、医療、介護など。三つ目は、税率引き上げの影響による経費増への対応。四つ

限までに納付をお願いいたします。※納期内に納付が難しいときは、分割納付の相談、又は猶予制度を利用できる場合がありますので放置せずに税務課納税係までご連絡ください。

### ▼お問い合わせ先

税務課納税係 ☎62・11152

## 中学生の「税についての作文」コンクール入選作品

帯広税務署管内の8中学校から309編の応募があった中から、清水町の生徒4名が入選しました。その入選作品を掲載します。

### 清水町長賞

#### 税について

清水中学校3年 宮川 琉薫

みなさんは、税金はいると思いますか。僕は税金はいらぬと思っています。しかし社会科の租税教室を通して、僕は税金はいるものだと思います。その租税教室を通して税金について考えたことが二つあります。

まず、一つ目は、税金は主に約50種類あるということ。その中でも、特に印象的だったのは、みんな同額の消費税、特定の人は、将来の借金の軽減だ。この中でもとくに着目したのは、二つ目だ。消費税がなくなったら生活はどうなるのかをアニメーションを通して知った。消費税がなくなると、消防車や救急車が有料になり、呼べなくなったり、ごみ収集がなくなったり、ごみ収集費が高すぎて、病院に行けなくなったりすることなど今の私たちには考えられない生活になる。これらのことから、消費税が必要不可欠ということがわかった。

次に二つ目の疑問だ。二つ目はなぜ今に至るまで、消費税は増税されてきたのか、という疑問だ。消費税は必要不可欠なのはわかった。ただなぜ増税する必要があったのか調べることにした。理由は複数あるが私が一番注目したのは、社会保障の財源確保のためという理由だ。日本は今、人口の20%を65歳以上が占めている状況で、今までも、どんどん高齢化が進んできていたことから、主に年金、医療費が大きな課題だった。消費税増税には、安定した税収のためだけにでなく、今の日本が抱えている大きな問題、少子高齢化にもつながっていることがわかった。

ら集める自動車税と固定資産税、酒税、たばこ税、みんな同率の法人税、お金持ちからは多く取る所得税です。そして、それらの税金について調べることにしました。

まずは消費税です。消費税とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付する仕組みです。次は自動車税と固定資産税、酒税、たばこ税です。まず自動車税とは、自動車の所有者に対して毎年かかる税で、用途や総排気量によって税率が決まる仕組みです。

次に固定資産税とは、土地や建物、償却資産などにかかる税で、市町村の固定資産課税台帳などに所有者として記載されている人が支払う仕組みです。

次に酒税、たばこ税とは、お酒やたばこの販売価格に含まれている税で、主に購入者が支払うものだが、たばこ税は製造たばこを製造した業者または引き取り者にも課せられる仕組みです。

次は法人税です。法人税とは、主に株式会社や協同組合などの法人が事業活動を通じて得た各事業年度の所得にかかる税金です。

しかし一方で、増税をくり返すと、消費活動(買い物)が消費化してしまふ可能性がある。例えば、今回の8%から10%への増税だと、金額の1割が上乗せされ、特に高額な商品、家や車などは、増税前に購入したり、購入を見送ったりする人がふえる。このように国民の消費活動が消費化すると、十分な税収が見込めない可能性があるのだ。

今回の租税教室と、インターネットでの調べを通して、消費税の必要性と、増税についてよく知ることができたが、その中で私の中の意識が大きく変わった。普段買い物をする時、「消費税高いなあ」と思い、税率が下がってほしいとよく思っていたが、それは、日本のさまざまな問題と結びついており、私たちの生活に必要なものであるということがわかり、税金に対するイメージが変わった。

自分が医療をつけられること、きれいな町に保たれていることが税金のおかげであることを心にとめ、生活していきたい。



私達が決める税金

清水中学校3年 牧野 愛良

私は租税教室で税金のことを教えてもらいました。そこで学んだことやそのことについての意見を述べたいと思います。

税金は七百一年からのしくみで、「ゴミの収集や処理、警察、消防、教育費、公共施設などの公共サービスに用います。この時点で私は税金にお世話になっていることがわかりました。あとそれだけでなく税金は年金や福祉サービスにも使われているそうなのです。五十種類以上もある税金の中で今は消費税くらいしか払っていない私ですが税金を払うことによって年を取って働けなくなった方たちを救えるのです。高齢化が進んでいる日本を彼らを救うのはこれからの日本を担う私達、学生なのだと思います。

将来税金を払うための正しい知識を身につけるためほかにも色々な話を聞かせてもらいました。

税にはいろいろなほたらきがあります。例えば、所得の格差を縮めるほたらきがあります。それは所得の多い人には大きな負担で、

方消費税」を市町村には「軽自動車税」などを払わなければいけません。他にも家や会社が欲しい、作るようになった場合には消費税はもちろんだ、「印紙税」「固定資産税」「法人税」「事業税」「住民税」などを払わなくてはならないということを知れた。

税金を公平に集めるためにはどうしたらよいのだろうか。例えば国に必要な予算は300万円。Aさんは毎年700万円、Bさんは250万円。Cさんには50万円払ってもらおうとするとAさんは210万円、Bさんは75万円、Cさんは10万円払ってもらおうとすると公平に払ってもらえる。

このようなことを今回の租税教室で学ぶことができた。なぜ税金は必要不可欠なのか、払わなくてはならないのか。税金が無くなってしまうと国全体はどうなってしまうのか、主な税金だけでも五十種類あるということ、それぞれ家を買うのにも、会社を作るのにもサラリーマンになるのにも税金がかかっていることが知れた。他にも税金は税法に則って集めていることや税法は、国会や議会で決めるということ、その議員は選挙で

所得の少ない人には小さな負担になるというほたらきです。これによる累進課税制度というのですがこれによって儲かっている人、貧しい人の差が縮まり平等になることが可能になります。

ほかに税金は、景気の変動をゆるやかにしてくれるほたらきがあります。景気が良いときは税の負担が増え、景気が良くなりすぎるのをおさえてくれます。逆に景気が悪いときには税の負担が減るので景気をよくする動きが強くなります。このようなほたらきによって景気の不安定を防いでいるのです。私は税金を払って終わりではなく裏でもしっかりとほたらきがあることを知り驚きました。

ですがいい所だけではありません。今、日本では税金でまかないきれいな国の輸入があります。それを借金をしてまかなっています。ですがその借金は年々多くなっています。するとだんだんと税金も増えていき、国民の負担が大きくなってしまいます。そうすると脱税をする人も現れます。平成30年には120件も告発されています。なので私は、そういったことをせずに国民全員で協力し合うこ

決めているため、税金を決めているのは自分達ということも知れた。自分達が将来なりたい職業にも税金がかかっているんだと思った。自分達が将来税金で困ることの無いよう選挙でもよく考えて投票することが一番大切だと思った。

水道の管理について

お客様の財産です！

水道メーターから蛇口までの配管等は、お客様の財産ですので、ご自身の管理となります。

トイレや風呂、台所などの水道管や蛇口から水が漏れているのを知りながら放置したり、町が指定している給水設備指定業者等に依頼して修理をしなかった時などはその漏水分も含めて料金がかかります。

いつもより使用水量が多い！？

毎月1回定期的に水道メーターの検針に伺い、「水道使用量のお知らせ」を投函しています。

使用水量を確認していただき、検針期間中に蛇口の閉め忘れや家族の帰省などの原因以外で水量が増える要因がないのに、使用量が

とが大切なことなのではないかと思いました。

税金は人によって感じ方がまったく違うものだと思います。なくともいいと不必要に思う人もいれば、税金によって生活ができていない人、税金がお給料の人、きっと私が思っているよりも税金は私たちのすべてにあるものなどだと思います。なのでこれから私は、税金は国のものであり国のために払っているという意識から自分の生活を支えるための必要不可欠な存在だという意識に変えていこうと思います。

清水町租税教育推進協議会会長賞  
清水中学校3年 脇坂 琉生  
税について

私は、今回の租税教室が行われるまで税金の事を考えることが少なかった。税金をもっと払いたいと思うわけでもなく、税金なんて無くなればいいと思うこともなかった。でも租税教室を通してなぜ税金を払わなくてはならないのか、無くなると社会はどうなってしまうのか、主に何種類の税金があるのかなどを学ぶことができた。なぜ税金は払わなくてはいけない

増えていけば漏水の可能性があり

ご連絡いただければ、水道課から漏水調査に伺います。

お問い合わせ先

水道課業務係 ☎62・11154

小・中学校の新1年生に  
就学通知書を送付します

◆小学生の就学通知

令和3年4月に小学校へ入学される児童がいる保護者に対し、1月下旬に、「就学通知書」を送付します。

対象は、町に住民登録している平成26年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童です。

現在の住所地で住民登録していないご家庭には、通知書を送付することができませんので、届かない場合は、お問い合わせください。

◆中学生の就学通知

令和3年4月に中学校へ入学される生徒がいる保護者に対し、1月下旬に「就学通知書」を送付します。

なお、私立中学校へ入学する場合は、その学校の入学許可証を学校教育課学校教育係まで提出して

いのか。それは二つ理由があり一つ目の理由は安心、安全に生活したり、学校に来るためには税金が必要不可欠だということ。二つ目の理由は税金の無い国は、自分で安心や安全を買わなくてはならず、今の日本ではそれを望んでいないからだ。この二つの理由を聞いて私は税金を払わなくてはならないのだと思った。

次に税金が無くなると社会はどうなってしまうのか。税金が無くなると、先ほどの二つ目の理由にも書いた通り自分で安心や安全を買わなくてはいいから。その他にも泥棒の被害にあったときなどには警察にお金を払わなくてはいいけない、災害が起こったときにも消防にお金を払わなくてはいいけない、「ゴミは持って行ってください周りに置きっぱなしなどという事になってしまふ。このような事が税金が無くなってしまうと出てきてしまふ。

税金には主な税金だけでも五十種類もあるという事がわかった。例えば大人になったら車が欲しいという場合、国へ「消費税」、「揮発油税」などを払うことになっている。北海道には「自動車税」地

ください。

お問い合わせ先

学校教育課学校教育係 ☎62・51138

路上駐車はやめましょう

冬期間の路上駐車は、除雪作業の妨げになります。

また、雪に埋もれた車に気付かずに接触してしまふことや、近所間でのトラブルの原因にもなります。さらに、消防車や救急車といった緊急車両の通行ができなくなり、命に関わることも考えられます。

路上駐車に限らず、歩道上での駐車も、通学路をふさいでしまふ、子どもたちが歩道を歩けない状態になります。

また、歩道上での駐車は交通違反となる場合があります。

歩道上での駐車、長時間の路上駐車は絶対にやめましょう。

お問い合わせ先

町民生活課住民活動係 ☎62・11151  
建設課土木係 ☎62・21113



2月7日は北方領土の日です

1月21日から2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。  
歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島で構成される北方四島は、本来日本の領土とされています。  
未だ、領土問題は未解決であるため、早期解決に向け署名コーナーを設置します。みなさまの署名をよろしく願います。

【署名コーナー設置期間・場所】  
期間：1月21日(木)～2月22日(月)場所

- ・町民生活課住民活動係
- ・まちづくり情報コーナー(役場)
- ・保健福祉センター1階ロビー
- ・文化センター
- ・図書館
- ・御影支所

要支援・要介護認定者の所得税・地方税上の障害者控除について

介護保険法による要支援及び要介護の認定を受けている人で、認知症や障がいの日常生活自立度が一定の要件を満たす場合、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていない人も、障害者控除を受けられる場合があります。

該当する人には、年末調整又は確定申告する際に使用する「障害者控除対象者認定書」を交付します。

▼お問い合わせ先  
保健福祉課介護保険係  
☎69・2222

2月の健康カレンダー

	日	時	対象	会場
乳幼児健康相談	18日(木)	13時～16時	乳幼児	保健福祉センター
2か月児相談	25日(木)	10時～	令和2年12月生	保健福祉センター
乳児健診・BCG	24日(水)	13時～13時15分受付	令和2年9月生	保健福祉センター
		13時15分～13時30分受付	令和2年3月生	
7～8か月児相談(ブックスタート)	16日(火)	9時30分～9時45分受付	令和2年6～7月生	保健福祉センター
3歳児健診	17日(水)	13時～13時15分受付	平成29年11月6日～12月15日生	保健福祉センター
ママパパ学級	2日(火)	時間は別途、対象の人へ通知します	妊婦とその夫	保健福祉センター
	6日(土)			
10日(水)				
19日(金)				
巡回ドック結果説明会	4日(木) 5日(金)	時間は別途、対象の人へ通知します	1月巡回ドック受診者	保健福祉センター
健康づくり運動教室	1日(月) 8日(月) 15日(月) 22日(月)	9時45分～11時30分	一般町民	保健福祉センター

<予防接種>  
事前に接種医療機関へ予約してください。

定期の予防接種  
4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風)不活化ポリオ、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、麻しん(はしか)風しん混合(MR)、B型肝炎、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん予防、高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌

任意の予防接種  
おたふくかぜ、妊婦及び高校生以下のインフルエンザ(保護者と本人が医師と相談し、ワクチンの効果や副反応について、十分理解した上で接種するか否かを決めてください。)

接種医療機関  
清水赤十字病院、だい内科医院、前田クリニック(ロタウイルス以外)、御影診療所(ロタウイルス、妊婦のインフルエンザ以外)なお、啓仁会病院は高校生相当の人と高齢者、妊婦のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌のみ実施しています。

接種料金  
高齢者の肺炎球菌は、町が一部負担します。その他の予防接種は、町が全額負担します。



※骨粗しょう症検診を毎週水曜日に清水赤十字病院で行っています。対象は、18歳以上の女性です。前日までに病院にお申込みください。(清水赤十字病院☎62-2513)

※こころの健康相談を保健所で、毎月第2水曜日と毎月第4木曜日に行っています。ご本人やご家族からの相談をお受けします。予約制ですので、帯広保健所又は保健福祉センター窓口までご連絡ください(専用電話0155-21-9110)。

子育て支援センター事業について

令和3年2月の子育て支援センター事業を次のとおり行います。

- げんきひろば 9:30～11:30 **げんき**  
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
- 御影げんきひろば 10:00～11:30 **御影げんき**  
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
- PMげんき 13:30～15:30 **PMげんき**  
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。  
※げんきひろばのスペースを開放します。
- げんき・よちよちひろば 9:30～11:30 **よちよち**  
※0歳～おおむね1歳半までの子とその保護者が対象です。
- ベビーマッサージ 11:00～11:30 **ベビマ**  
※おおむね生後1か月から  
※持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、おむつ
- ファミリーデー 9:30～11:30 **ファミリー**  
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。  
◎会場は、保健福祉センターです。  
◎御影げんきひろばの会場は御影公民館です。  
◎詳しくは、子育て支援センター(☎69-2226)までお問い合わせください。  
◎第5週目はお休みです。

子育て支援センター事業カレンダー  
令和3年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 げんき 御影げんき PMげんき	3 げんき	4 よちよち ベビマ PMげんき	5	6
7	8	9 げんき 御影げんき PMげんき	10 げんき	11	12 げんき PMげんき	13
14	15	16 げんき 御影げんき PMげんき	17 げんき	18 よちよち ベビマ PMげんき	19 げんき PMげんき	20 ファミリー
21	22	23	24 げんき	25 よちよち ベビマ PMげんき	26 げんき PMげんき	27
28						

ベビーマッサージに参加しませんか

ベビーマッサージとは、裸の赤ちゃんの全身を優しくマッサージするものです。お子さんの発育や情緒の発達をうながす効果があります。

また、育児のストレスをやわらげ、楽しくお子さんと向き合う時間をもつことができます。

目と目を合わせながらの優しいタッチでお子さんへ「大好き」の気持ちを伝えてみませんか。

▼対象 おおむね生後1か月から

▼日時 毎月第1～4木曜日(第5週目はお休みです) 11時～11時30分

▼場所 保健福祉センター

▼持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、オムツ

▼その他 事前申し込みの必要はありません。直接会場へお越しください。参加は無料です。

参加回数に制限はありません。

▼お問い合わせ先  
子育て支援課子育て支援係  
☎69・22226





**新型コロナウイルス感染症  
予防対策生活支援(光熱費)  
助成事業を実施します**

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染防止の基本的な生活様式の「こまめな換気」が推奨されていることから、例年以上に各家庭での灯油等の燃料消費の増加が見込まれます。

町では、高齢者や障がい者、ひとり親世帯のうち低所得者世帯に対し、冬期間の生活の不安を取り除き、福祉の向上を図ることを目的に灯油購入費等の一部を助成することになりました。

助成事業の対象となられる世帯は申請されますようお願いいたします。

**▼対象世帯**

**令和2年度の町民税が世帯員全員非課税**であり、令和2年12月1日現在、清水町に住居登録されている次の①～③の世帯が助成対象です。

ただし、①～③に該当した場合でも、社会福祉施設入所(ケアホーム)やグループホームを営みます。や長期入院患者等で不在の世帯、生活保護を受給している世帯は除

きます。

①令和3年3月31日までに満65歳以上となる者の独居世帯又は満65歳以上の者のみで構成される世帯

②身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)又は自立支援医療(精神通院)受給者証を所持する者が構成員に在る世帯

③満18歳以下の児童(令和3年3月31日現在)を扶養しているひとり親(母子・父子)

**▼助成金額**

- ・灯油使用世帯
- ・灯油1万円分(購入助成券)
- ・灯油以外使用世帯
- ・ハーマニーギフトカード1万円分

**▼助成方法**

助成申請書を郵送で提出いただいた後に審査を行い、対象となった場合は、交付決定世帯に灯油購入助成券(1万円券を1枚又は千円券を10枚)又はハーマニーギフトカード1万円分を交付します。助成券は灯油購入の際に、購入代金の一部として灯油販売店(町

内業者に限る。)にお渡しください。

**▼申請先**

令和3年2月19日(金)までに保健福祉課福祉係へ郵送にて申請書を提出してください。

**▼その他**

・感染予防対策のため、申請時の「密」を回避するように、対象となる可能性がある世帯には案内や申請書を郵送します。

また、対象となる可能性がある世帯で案内が届かない場合は、お手数ですが、保健福祉課福祉係までご連絡願います。

・個人情報の関係から、該当世帯となるかどうか等について、電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

**▼お問い合わせ先**

保健福祉課福祉係  
☎69・2222



**2月のエントランスホール展  
のご案内**

2月の展示は、町内在住の村上俊彦さんの作品展です。

村上さんによるエントランスホール展は20回目で、ここ一年間で描いた花の油彩画を中心に展示します。

バラ、牡丹、芍薬など色鮮やかな花々がエントランスホールを彩り、一足早く春の訪れを感じられる作品展をぜひご覧ください。

**「開館30周年記念 村上俊彦油彩画展 花・花・花」**

**▼展示期間**

2月1日(月)～2月27日(土)  
10時～18時

※火曜・祝日は休館です。

**▼お問い合わせ先**

図書館 ☎62・3030

**おはなし会に  
お越しください**

絵本や紙芝居など季節にあわせた楽しいおはなしをご用意しています。ぜひお越しください。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、参加する際はマスクの着用と受付でのお名前と連絡先の記入にご協力ください。

▼日時 2月27日(土)

11時30分～12時まで

▼定員 15名

▼お問い合わせ先

図書館 ☎62・3030

**出張おはなし会に  
お越しください**

図書館職員が出張しておはなし会を開催します。子どもから大人まで楽しめるおはなしをご用意していますので、ぜひ、お越しください。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、参加する際は、マスクの着用と老人福祉センター受付でのお名前と連絡先の記入にご協力ください。

▼日時 2月20日(土)

13時30分～14時まで

▼場所 老人福祉センター

▼お問い合わせ先

図書館 ☎62・3030

**図書館カレンダー**

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

□はお休み ■はおはなし会

**2月学校開放利用案内**

		18:00～19:30	19:30～21:30
清水小学校 体育館	日		
	月		
	火		
	水	サッカー少年団	
	木		
清水中学校 体育館	日	18:00～19:30	19:30～21:30
	月		
	火	サッカー少年団	
	水	サッカー少年団	
	木	サッカー少年団	
	金	剣道少年団	
	土		

**2月  
体育館第2競技場利用案内**

卓球協会 毎週 火曜日・木曜日 19:30～21:30 毎週 土曜日 18:00～21:30	卓球少年団 毎週 火曜日・木曜日 18:00～19:30 毎週 土曜日 9:00～13:00
ピンポン同好会 毎週 日曜日～金曜日 10:00～12:00	卓球友の会 毎週 月・水・金曜日 13:30～15:30
吹き矢同好会(仮称) 毎週火曜日 14:00～16:00	
剣道少年団 毎週 水曜日・金曜日 18:00～21:30	
清水高校卓球部 毎週 月曜日 16:00～20:00 毎週 火～金曜日 16:00～18:00 毎週 土曜日 9:00～13:00	

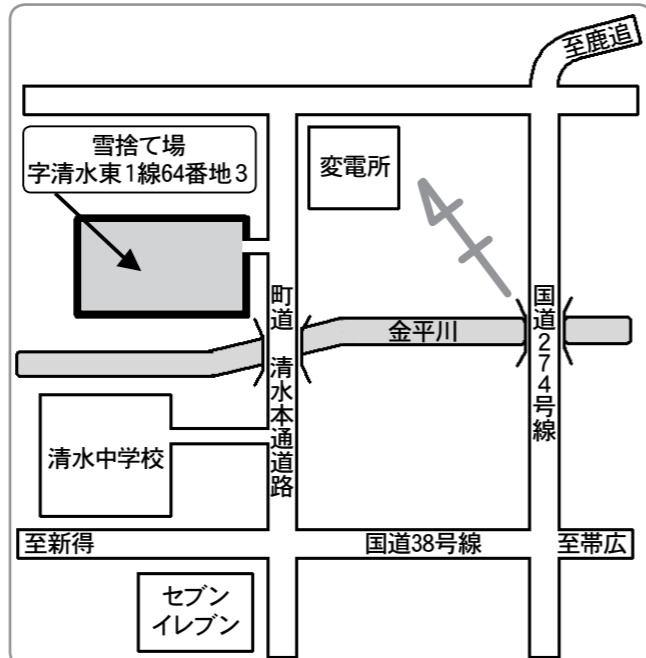
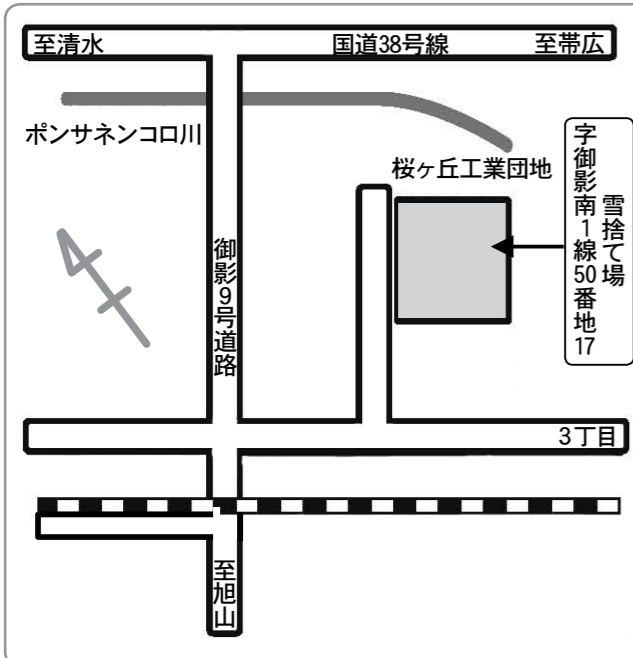
※2月15日(月)は休館日です。

## 冬期間の雪捨て場のお知らせ

冬期間において、清水・御影市街地に雪捨て場をそれぞれ設けますので、ご利用ください。

- ◆御影市街地  
◇字御影南1線50番地17 (桜ヶ丘工業団地内)

- ◆清水市街地  
◇字清水東1線64番地3



※雪捨て場には、雪以外のものは捨てないでください。また、雪を捨てるときは、奥から捨て、手前に置いていくようなことはしないでください。

■問い合わせ先 建設課土木係 ☎62-2113

## 保育所や学校の様子が まちのホームページでご覧いただけます！

町では、町民総ぐるみで清水町の未来を担う子供たちを育てるために、コミュニティ・スクールの仕組みを導入しています！

町の公式ホームページには、町内の各小中学校の様子をはじめ、コミュニティ・スクールNEWSでは保育所・こども園・幼稚園の様子についても掲載していますので、是非ご覧ください！

なお、スマートフォンにより、下記のQRコードを読み込むとそれぞれ、該当するページが表示されます。



■コミュニティ・スクールNEWS (最新号)



■教育指導幹たより (最新号)

## 2月 体育館・第1競技場利用案内 [体育館 ☎62-2913]

		第1競技場												
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
1	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バレーボール協会	
2	火	婦人テニスサークル									サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
3	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
4	木	婦人テニスサークル									サッカー少年団		JOYすぽべレベツ バレーボール協会	
5	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
6	土	朝日バレー少年団												
7	日	一般開放												
8	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バレーボール協会	
9	火	婦人テニスサークル									サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
10	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
11	木	婦人テニスサークル									サッカー少年団		JOYすぽべレベツ バレーボール協会	
12	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
13	土	朝日バレー少年団												
14	日	一般開放												
15	月	休館日												
16	火	婦人テニスサークル									サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
17	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
18	木	婦人テニスサークル									サッカー少年団		JOYすぽべレベツ バレーボール協会	
19	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
20	土	朝日バレー少年団												
21	日	一般開放												
22	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バレーボール協会	
23	火	婦人テニスサークル									サッカー少年団		バドミントン協会 ジュニアバドミントン	
24	水										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		剣道少年団	
25	木	婦人テニスサークル									サッカー少年団		JOYすぽべレベツ バレーボール協会	
26	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団		バスケットボール協会 バドミントン協会	
27	土	サッカー協会長杯 フットサル大会 (8時開館)												
28	日	サッカー協会長杯 フットサル大会 (8時開館)												

### 体育館ご利用のみなさんへ

\*体育館を専用使用したい団体は、3か月前の月の初日から5日前まで受付めますので、清水町体育館へお申し込みください。  
\*自由時間帯は、一般開放予定ですが、団体使用及び大会等が入ることがありますので、事前にお問い合わせください。

■大会・行事等 ■団体専用使用  
■一般開放 ■自由

※一般開放の時間は、ソフトバレー・バドミントン・卓球等の用具を貸し出ししていますのでご利用ください。  
※一般開放時間に、サッカーの練習等ボールを蹴る行為はご遠慮ください。

利用予定は、NPO法人清水町体育協会のブログで随時お知らせしています。「マイとかち 清水町体育協会」で検索してください。



### 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対する 令和3年度分固定資産税（事業用家屋・償却資産）の軽減のお知らせ

### 第9次清水町社会教育計画（令和3年度～令和7年度）基本構想、基本計画への意見を募集しています。

#### ◆ 軽減措置の対象となる納税義務者及び軽減割合

一定の事業収入の減少があった中小事業者等で、令和3年2月1日までに税務課宛に課税標準の特例措置に関する申告をされた方の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税を次の表のとおり軽減します。

令和2年2月～10月までの 任意の連続する3か月間の事 業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

#### ◆ 軽減対象となる資産

##### 1 事業用家屋

※個人の所有する居住用の家屋は対象外です。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

※令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋が軽減対象となります。

##### 2 償却資産

※令和2年1月2日以降取得し、令和3年1月1日時点で所有している償却資産も軽減対象となりますので、新規取得で償却資産の申告をしてください。

#### ◆ 特例申告書

清水町ホームページよりダウンロードして申告してください。※税務課窓口及び御影支所にも紙の申告書を置いています。

#### ◆ 提出書類

##### 1 特例申告書

（二枚目の様式に認定経営革新等支援機関等確認欄がありますので、当該機関の確認を受けてください）  
※認定経営革新等支援機関等の例

税理士、会計士、中小企業診断士、商工会等（詳細は中小企業庁のホームページを参照してください）

##### 2 特例対象資産一覧

（三枚目の様式に記載願います）※償却資産については、令和3年度償却資産申告書をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

##### 3 収入が減少したことを証する書類（写し）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

##### 4 個人事業主で事業用家屋を所有している場合、特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写し）

※青色申告決算書や白色の場合収支内訳書の事業専用割合の頁の写し

#### ◆ 提出期限

令和3年2月1日（月）まで

#### ◆ 問い合わせ先（郵送先）

清水町役場税務課資産税係

【住所】〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2

【TEL】0156-62-1152（直通電話番号）

現在の清水町社会教育計画の終了に伴い、令和3年度以降の事業実施の指針として新たな計画の設定が必要となったため、第9次清水町社会教育計画を策定するものです。

#### 1 意見提出募集期限

◆令和3年2月5日（金）まで

#### 2 意見を出すことができる人

◆年齢、居住地などの制限はありません

#### 3 意見提出用紙及び計画（案）の備え付け場所

（提出様式は自由ですが、下記に提出用紙を用意しています。）

① 役場1階まちづくり情報コーナー ②御影支所 ③文化センター

④清水町図書館 ⑤清水町ホームページ

#### 4 意見の提出方法及び提出先

◆氏名又は団体名、住所（又は所在地）、電話番号、年齢を記載し、持参・郵送・FAX・電子メールにて提出してください。

(1) 持参：社会教育課社会教育係または御影支所まで。

(2) 郵送：〒089-0111 上川郡清水町南3条3丁目1番地

清水町教育委員会社会教育課社会教育係

(3) FAX：0156-62-6333 社会教育課社会教育係あて

(4) 電子メール：[iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp](mailto:iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp)

#### 5 提出のあった意見の取り扱い

◆提出していただいた意見については、集約した後、役場1階まちづくり情報コーナーと町ホームページで公表し、個別回答はいたしません。

◆意見を提出された人の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。

■問い合わせ先 社会教育課社会教育係 0156-62-5115

# ごみ収集カレンダー 2月

## 【A地区】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

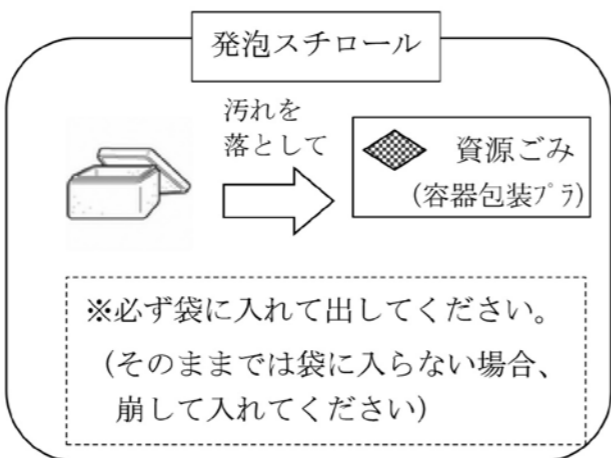
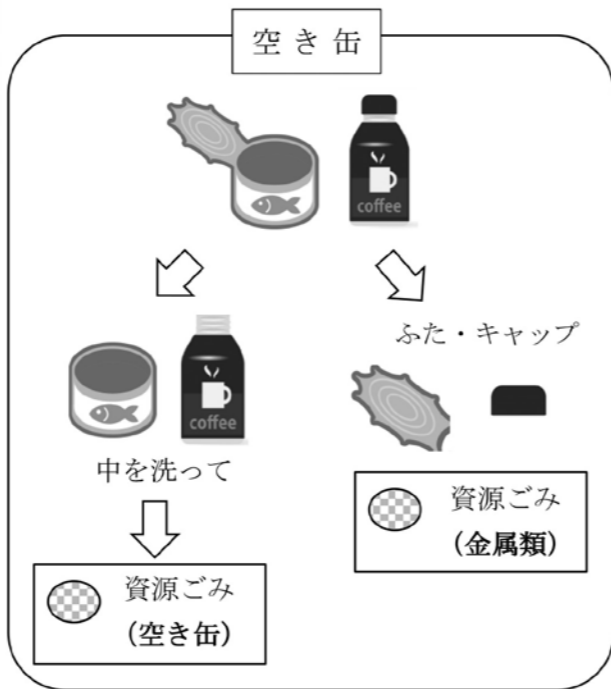
## 【B地区】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

## 【農村地区】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

- 燃やせるごみ
- 燃やせないごみ
- 資源ごみ
- 資源ごみ(紙・プラ)
- 燃やせないごみ・プラ



## 雪による被害にご注意を！

近年、道内では暴風雪による災害や除雪作業中の死亡事故等が多く発生しています。これから冬本番を向かえ、除雪等の機会が増えますので、十分にご注意ください。

### 【家の中で安全に過ごすために】

- ◎気象情報に注意して、暴風雪が予想される時は、外出を避けましょう。
- ◎日頃から停電に備え、懐中電灯・携帯ラジオ・防寒具・ポータブルストーブ・灯油・非常食・飲料水などを準備しておきましょう。
- ◎FF式暖房機などを使用している場合は、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあります。給排気口付近が雪でふさがれないように注意しましょう。

### 【車で外出するときに気をつけること】

- ◎携帯電話を忘れずに所持！
- ◎車が立ち往生する可能性があるため、防寒着・長靴・手袋・スコップ・けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出かけましょう。また、万一に備えて飲料水や非常食、使い捨てカイロも用意しておくとう安心です。
- ◎運転中、地吹雪等で危険を感じたら、無理せず道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。
- ◎大雪や吹き溜まりなどで車が立ち往生した時は、JAFなどのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を依頼してください。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしてください。
- ◎避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防(119番)や警察(118番)に連絡して、車の中で救助に備えてください。
- ◎車が雪に埋まったときは、エンジンを切りましょう。マフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、こまめにマフラーまわりを除雪しましょう。
- ◎車を置いて避難する場合は、除雪や救助作業の妨げとならないよう、連絡先を書いたメモ等を車内に置き、車の鍵はつけたままにしましょう。

### 【除雪を行うときに気をつけること】

- ◎屋根の雪下ろしをするときは
  - ・複数人で行う
  - 梯子を支える。安全を確認する。万一の場合は、救助を！やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて！
  - ・滑り止めを付ける
  - 靴や梯子に滑り止めをつける等の工夫を！
  - ・命綱を着けて
  - 面倒でも、腰に命綱をつけ、滑った場合や雪の急落に備えて！
  - ・周囲を確認
  - 屋根の下を通行する人や子どもに注意！
- ◎除雪機を使用するときには
  - ・服装に注意
  - 機械に巻き込まれないような服装を！
  - ・雪が詰まったときは
  - 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止！
  - ・周囲を確認
  - 通行人や子ども等にご注意を！
- ◎その他の注意事項
  - ・屋根の雪に注意
  - 屋根の下を通るときは、『雪』や『つらら』にご注意を！
  - ・除雪時の健康に注意
  - 無理に除雪作業は行わない。除雪作業で汗をかいたら着替えを！
  - ・気象情報に注意
  - 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控える。

2月大型ごみの収集 **2日(火)、16日(火)** (全地区共通)

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎62-1151

■問い合わせ先 総務課総務係 ☎62-2111



### 清水町消費生活センター便り

第 23 号

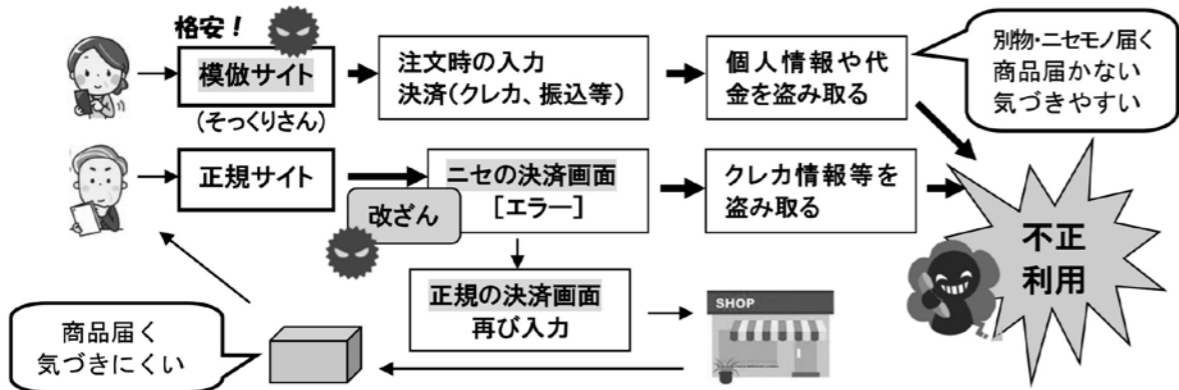
清水町保健福祉センター1階 ☎62-2688



## 「新しい“消費”生活様式」の影響!? インターネット通販のトラブルにあらためて注意しましょう!

コロナ禍によりネット通販を利用する機会が増えたことで、トラブルも増加しています。以前からあった「実は定期購入だった」トラブルに加え、新たに「格安をうたう家具や家電品等の“模倣サイト”」によるトラブルが急上昇中。以前から胡散臭いニセサイトはありましたが、今は有名メーカー等の公式サイトそっくりになられ、自分は注文・決済(契約)したつもりでも、「まったく別のものが届いた」「注文した商品が届かない、いったいどこと契約したの?」という状態になってしまいます。

模倣サイトであったため返金されないだけでなく、個人情報やクレカ情報を盗まれ、不正利用されることもあり得ます。怖いことに、正規サイトを改ざんしたニセの決済画面というものもあるのです。



- ポイント**
- クレカ情報、パスワード等の管理→面倒・難しい・不安なら利用しないという決断も!
  - 怪しいサイトを見抜く力
    - 安すぎ 正規サイトの URL? 事業者情報がない・おかしい 問合せフォーム・フリーメールしかない 決済がスムーズにいかない 文章がおかしい など
    - 多くのサイトは、画面のずっと下の方に、「会社概要」「ご利用規約」「特定商取引表示」といったものがあります。ここを確認する習慣を付けましょう。いわゆる【消費者力】です。

### 消費生活 相談

クレジット会社から身に覚えのない請求が! ネット通販を上手に利用しよう!

**Q** クレジットカード会社から使った覚えのない請求がきてしまった。すぐに問い合わせたが、カードを替えたが、ネット通販は必要なのにどうしたらいい?

**A** 覚えのない請求がきたら、まずはすぐにクレジットカード会社へ連絡です。スムーズに返金されるケースもありますが、難しいケースもあります。それでもまず、問い合わせてください。現在、ネット通販は欠かせないものですが、支払い方法を見直してみよう。パスワード等の管理が煩わしい、難しいなら深くクレジットカード決済は利用しない、登録等はしなないという選択も考えてください。また、悪質業者に現金を振り込んでしまったら、戻ってくることは残念ながらありません。要注意です。

上記を参考に、インターネット通販のトラブルを回避するため「消費者力」を高めましょう。「情報漏洩や不正利用に注意」といわれても、なかなか防ぎようがないものです。普段から自分の消費行動を明確にして、利用明細、利用履歴、請求書等をしっかり確認。少しでもおかしいと思ったら、すぐに問い合わせてみましょう。結果、自分が使ったものでした、となっても、それくらいの方がいいでしょう。これも消費者力です。

困った時はすぐ相談

平日 午前10時～午後3時  
TEL 62-2688

## 冬期間における火災予防対策のお願い

寒い日が続く、暖房器具を使用するこの時期は、火災の発生が多くなっています。特にストーブによる火災は全国的に毎年千件以上発生しています。その原因の多くは取扱いの不注意によるものです。暖房器具を使用する場合は十分に注意し、正しい取扱いを心掛けましょう。

暖房器具等の使用により次のような注意が必要です。

### 【石油ストーブ】

ストーブを洗濯物の乾燥に使用したために出火したケースも少なくありません。暖房器具として広く普及しているストーブですが、不注意や誤った取扱いが原因で火災が発生しています。定期的に点検や清掃を行いましょう。

- ・石油ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・洗濯物をストーブの上に干さない。
- ・部屋に誰もいないときは、ストーブを必ず消す。
- ・石油ストーブは確実に火が消えてから給油する。
- ・燃料の入れ間違いに十分注意する。
- ・石油ストーブの周りにスプレー缶を置かない。



### 【電気ストーブ・電気製品・配線】

電気ストーブやコタツは見た目には直火がなく安全に思えますが、暖房器具であり高熱を発生することを忘れず、燃えやすいものから離すなど注意が必要です。日ごろから配線の点検・掃除も適切に行いましょう。

- ・電気ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コタツの中に衣類を入れない。
- ・たこ足配線をしない。
- ・電気配線の上に物を置かない。
- ・普段見えないところにあるコンセントのほこりを掃除する。(たまったほこりが水分を吸うことでショートし発火・発熱する「トラッキング現象」が起こる危険があります。)
- ・長いコードを束ねて使用しない。
- ・コンセントを抜くときはコードを引っ張らない。
- ・延長コードやテーブルタップなどは定期的に更新しましょう。



ほこりを溜めたまましていると発熱し発火する場合があります。



令和2年度全国統一防火標語  
『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』  
火事・救急・救助は119へ  
清水消防署・御影分遣所・清水町清水消防団・清水町御影消防団



## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育てによる負担や収入の減少に対する支援として、「臨時特別給付金」を給付します。

### 1. 基本給付

【令和2年12月11日時点で、基本給付の支給を受けていない世帯】

#### ●給付金の対象となる世帯

以下の①及び②に該当する世帯

- ① 令和2年7月以降に児童扶養手当受給対象者となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変（※1）するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている世帯
  - ② 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している世帯
- ※1 「家計が急変」とは、収入が減少しただけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。

給付額

1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円

### 2. 追加給付

【令和2年12月11日時点で、追加給付の支給を受けていない世帯】

#### ●給付金の対象となる世帯

以下の①及び②に該当する世帯

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者であり、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた世帯（※2）
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯（※3）
- ※2 上記の基本給付対象世帯以外で、既に基本給付を受給した世帯が対象です。
- ※3 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。内定が取り消された、求職活動に影響があった等、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

給付額

1世帯5万円

### 3. 支給手続き

基本給付、追加給付ともに申請が必要です。

申請書に振込先口座などを記載して、その他の必要書類とともに子育て支援課児童保育係まで直接又は郵送で提出してください。

■問い合わせ先 子育て支援課児童保育係 ☎69-2226

## 政治家の寄付禁止等に係る啓発について

年末年始は、お歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。そこで、この機会にみなさんには改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかわらない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三不運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

みなさま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



### 次の行為が禁止されています

#### 【平時より禁止されるもの】

- 政治家の寄附の禁止  
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止  
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- 政治家の関係団体の寄附の禁止  
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- 政治家の後援団体の寄附の禁止  
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

#### 【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

- 政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止  
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
- 請負等の契約の当事者の寄附の禁止  
国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

#### 【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

なるほど！選挙「寄附の禁止」

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



【広報紙「総務省」(2020年12月号)より参照】

■問い合わせ先 総務課総務係 ☎62-2111





さんさんカフェとは？

2月  
予定

- ① 町内の飲食店を会場に開催しているサロンです！
- ② 子どもから大人まで町民は誰でも参加できます！
- ③ 各店の特別メニューと企画を楽しめます！
- ④ 65歳以上の町民の方には、各店舗で使用できる割引券を交付します！

※参加申し込みは各店舗まで!!

※参加時はマスク着用してご来店下さい!!

お問い合わせ：役場保健福祉課在宅支援係 69-2233

<b>清水焙煎珈琲</b> <small>【定員10名】</small>  67-9430 本通5丁目3番地	日時 <b>2月12日(金)</b> 11:30~13:30 メニュー おまかせメニュー&コーヒー 500円(税込み) 催し物 クロスワード パズル
<b>パーラー樹</b> <small>【定員10名】</small>  62-2592 南1条3丁目2番地5	日時 <b>2月10日(水)</b> 13:00~14:00 メニュー 軽食 500円(税込み) 催し物 トランプ
<b>ふるカフェ カマクラヤ</b> <small>【定員10名】</small>  67-7711 御影東1条2丁目17番地	日時 <b>2月19日(金)</b> 14:00~15:00 メニュー デザート&ドリンクセット 500円(税込み) 催し物 みんなで静かに ゲーム大会

高齢者の「おむつ代の医療費控除」の取扱いについて

令和2年度分の所得にかかる確定申告の際におむつ代を医療費控除として受けようとする場合は、次の書類が必要です。

- 今年度初めて控除を受ける人  
寝たきり状態にあること及び治療上おむつの使用が必要であることについて医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
- 昨年度に続き、控除を受ける人  
要介護認定を受けている人で、それに係る主治医意見書により、寝たきり状態及び尿失禁の可能性があると確認できる人については、町が発行する「おむつ使用確認書」で医療費控除を受けることができます。  
※「おむつ使用確認書」は保健福祉課在宅支援係にて発行します。

上記の「おむつ使用証明書」または「おむつ使用確認書」と「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付してください。

おむつ代の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

■問い合わせ先 保健福祉課在宅支援係 ☎69-2233



## 【令和4年(2022)4月採用】 十勝18町村合同 町村職員採用試験 説明会

十勝18町村の職員の話しが一度に聞ける説明会です!  
(音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・新得町・清水町・芽室町・中札内村・更別村・大樹町・広尾町・幕別町・池田町・豊頃町・本別町・足寄町・陸別町・浦幌町)  
 採用予定数は? 試験の内容は? 仕事の内容は? 給料・手当は?  
 十勝18町村の役場職員が詳しくお答えします。

日時 **3月2日(火) 3日(水)**  
(開場12:15) 13:00~16:00

参加費 無料

会場 **とがちプラザ**  
帯広市西4南13-1  
☎0155-22-7890  
 ※JR帯広駅南口から徒歩2分  
 <受付・プログラムI・II・III>  
 2階 レインボーホール  
 <プログラムIV>  
 1階 大集会室・ギャラリー

服装 自由

**参加対象**

※ソーシャルディスタンス確保のため、試験区分により、2日間に分けて行います。ご理解とご協力をお願いします。なお、下記の対象日に都合がつかない場合は、どちらの日程でも構いません。

**2日(火)**  
◇B区分(18歳~21歳)の受験を予定している方  
一般行政、一般技術(土木・建築)

**3日(水)**  
◇A区分(22歳~30歳)の受験を予定している方  
一般行政、一般技術(土木・建築)  
◇C区分(年齢区分なし)の受験を予定している方  
資格・免許職(保健師・保育士・図書館司書等)

**プログラム**

I. 試験内容等の説明 13:00~  
 II. 先輩職員からのメッセージ 13:40~  
 III. 18町村PRタイム 13:50~  
 IV. 18町村の各ブースでの説明(3回実施 各30分)  
 ①14:20~14:50 ②14:55~15:25  
 ③15:30~16:00

**参加申込方法**

右の応募フォームに氏名・年齢・在籍(出身)学校等を入力の上、2月18日(木)までにお申し込み下さい。



主催：十勝町村会(18町村)

共催：ジョフカフェ・ジョフサロン帯広

※このチラシは各町村役場のホームページに掲載しています。

お問合せ

十勝町村会事務局

住所：帯広市東3条南3丁目  
(十勝総合振興局内3階)

☎0155-23-6204

E-MAIL: f.chosonkai03@email.plala.or.jp



## インターネットを活用して、ご自宅から町長と対話してみませんか？



町では、町政への提言、要望などを町長と話す「町民と町長のふれあいトーク」を毎月実施しています。(令和3年2月は2月8日です)

なお、新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、今回のふれあいトークは電話またはリモートでの実施のみといたします。

ふれあいトークに申込みの際に、①希望する時間帯、②人数、③トークの概要、④実施方法（電話またはリモート）を役場企画課広報広聴係まで事前連絡していただきますようお願いいたします。

### ふれあいトーク実施方法

#### ◆ご自宅からリモートでのトーク

※リモートで実施する場合、ご自宅のネット環境や、必要な物について、いくつか確認させていただきたい事項があります。

令和3年2月2日（火）までに事前連絡をお願いいたします。

■問い合わせ先 企画課広報広聴係 ☎62-2114

### 井戸水の水質検査の申込みを受付中です

井戸水を飲み水に利用されている世帯及び事業所の水質検査について、**令和3年3月31日まで受け付けいたします。**

清水町内において、水質基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一部の浄水前の井戸水から検出されました。

水質検査項目は、①亜硝酸性窒素、②硝酸性・亜硝酸性窒素の合計値の2項目です。

飲料水中の亜硝酸性窒素の濃度が高いと、乳児の場合、血液の酸素運搬能力が妨げられ健康被害を起こす恐れがあることも報告されています。

水質検査を希望される人は、土日、祝日を除く平日の9時から17時までに、町民生活課生活環境係窓口、又は電話にてお申し込みください。

#### ▼お問い合わせ先

町民生活課生活環境係 ☎62-1151

### 家庭用浄水器設置費用を一部補助します

#### ▼対象

次のいずれにも該当する人。

- ・本町の水道給水区域以外に居住し、飲料水及び生活用水用の井戸水を使用している個人。(ただし、本町の水道給水区域外に事業所を有し、従業員が使用する飲料水及び生活用水用の井戸水を使用している法人及び個人も対象とします。)
- ・井戸の水質が厚生労働省で定める飲料水の基準に適さない。
- ・家庭用浄水器を設置又は既に設置した浄水器を更新する人。
- ・町内に住所を有する人。

#### ▼補助金額

浄水器等の設置費の2分の1以内を補助します。(限度額は50万円)

#### ▼お問い合わせ先

水道課業務係 ☎62-1154